

『自然とともに働き、食べ、暮らす。狩猟×棚田の協力隊募集！』

美作市企業(団体)研修型地域おこし協力隊募集要項 (受入れ団体:Tsunag 合同会社)

1 募集の目的

美作市上山地区は、かつて 8,300 枚もの棚田が広がり、人と自然が共生する豊かな暮らしが営まれてきました。しかし現在は人口約 140 人、高齢化率は 40%に迫り、農地の保全や獣害対策、伝統文化の継承など、地域の持続に大きな課題を抱えています。

Tsunag 合同会社は、棚田再生や稲作、古民家宿の運営、ジビエや鹿革の活用などを通じて、里山の魅力を次世代につなぐ活動を行っています。今後はさらに、**獣害対策の強化、ジビエ商品の生産販売、交流人口の拡大、情報発信による地域の魅力発信**を進め、上山の里山を「挑戦できるフィールド」として発展させたいと考えています。

そのために、地域住民とともに暮らし・働きながら新しい価値を創り出していく人材が必要です。地域おこし協力隊の募集は、狩猟やジビエ加工、棚田の保全や古民家暮らしに関心のある方に、実践を通して学び・挑戦し、任期後も地域に根ざして活躍していただくことを目的としています。

Tsunag 合同会社 HP :<https://www.tsunag-ueyama.com/>

【Tsunag 合同会社の魅力】

1. 棚田と里山を舞台に挑戦できる

- ・ 上山地区は、かつて 8,300 枚あった棚田が広がる日本の原風景。
- ・ 棚田再生や里山保全といったスケールの大きな取り組みに直接関われる。

2. 狩猟・ジビエに本気で取り組める

- ・ 代表自身が猟師として活動。
- ・ 鹿革販売やジビエジャーキーの製造販売を事業化し、商品づくりの現場に参加できる。
- ・ 捕獲・加工・販売まで一貫した体験ができ、知識や技術が身につく。

3. 古民家宿・シェアハウスを活用した拠点

- ・ 拠点は「大芦シェアハウス」や古民家一棟貸し宿など。
- ・ 宿泊・交流・体験の場として、都市と農村をつなぐ拠点になっている。

4. 地域住民や移住者との濃いつながり

- ・ 上山ではすでに 40 人以上の移住者が暮らし、地域おこし協力隊 OB も 7 名常駐。
- ・ 地元住民と協力しながら、水路掃除・祭り・ランチ会など地域の日常に自然に関われる。

5. 多彩な事業と学びの機会

- ・ ジビエ・鹿革・棚田米・古民家宿・ツアー・獣害対策・文化継承など事業の幅が広い。
- ・ マーケティングや情報発信、DIY、農作業など幅広いスキルを習得できる。

6. 任期後の定住・起業支援も充実

- ・ 副業や起業に向けた伴走支援あり。
- ・ 「仕事＋暮らし」を同時にデザインし、定住につなげられる。

2 募集人数

1名

3 活動内容

- ・近隣住民とのコミュニケーション
- ・地域活動(水路掃除、道づくり、草刈、寄合など)への参加
- ・農地保全関係の業務
- ・拠点周辺整備
- ・獣害対策の調査実施、農地保全
- ・ジビエ関連商品の生産販売
- ・ジビエツアーなどで関係人口の拡大・交流促進
- ・情報発信など

特に棚田での活動やジビエ関連商品販売を通して任期後の定住に繋げてもらう予定です。

【活動の詳細】

- 事業の構想・企画・マーケティング戦略策定・実行を代表と共に行う
- 事業計画の策定及び予実管理
- 経営メンバーとして組織設計、業務設計、オペレーション開発
- 鹿肉関連商品の生産販売管理
- 市場のマーケットニーズのリサーチと商品開発業務
- 販路拡大戦略の立案
- ふるさと納税の開発や、オンライン販路開拓

<1日の稼働スケジュール例>

※業務は繁忙期や閑散期等により発生する業務は月々等の状況で異なる為、下記はあくまで通常期の一例となります。

◆通常期：月～金(土日祝日休暇)

9:00 出勤、打合せ、1日の段取り、掃除など

9:30 担当事業実施

- ① ジビエコンテンツを活かした拠点の魅力化、情報発信
- ② ジビエ商品の販売企画、実務
- ③ 棚田での農地維持管理研修
- ④ 地元住民や先輩移住者との地域活動や事業を通してコミュニケーション
- ⑤ 地域行事や出会い仕事への参加など

12:00 昼休憩

13:00 上記①②③④⑤いずれかの実施

18:00 退勤

◆1 週間の稼働例

実施事業

- ① ジビエコンテンツを活かした拠点の魅力化、情報発信
- ② ジビエ商品の販売企画、実務
- ③ 棚田での農地維持管理研修
- ④ 地元住民や先輩移住者との地域活動や事業を通してコミュニケーション
- ⑤ 地域行事や出会い仕事への参加など

月曜日：①②③④⑤いずれかの実施

火曜日：①②③④⑤いずれかの実施

水曜日：①②③④⑤いずれかの実施

または移動スーパーや毎月第3水曜日に行われる地域サロンに参加し地域住民と交流

木曜日：①②③④⑤いずれかの実施

金曜日：①②③④⑤いずれかの実施

土曜日、日曜日に関してもツアー実施や出会い仕事(地域行事)や水路掃除、ほか事業実施に必要なイベントなどに参加、月～金曜日と休日を振り替えて実働することもある。

4 配置の形態

(1) 身分等

地域おこし協力隊(以下、隊員)と受入れ団体との円滑かつ柔軟な連携を推進するため、市と隊員個人との業務委託契約の締結により、隊員として委嘱されます。雇用契約ではありません。

(2) 委嘱期間

委嘱期間は、初年度は令和7年4月1日以降の委嘱開始日から令和8年3月31日までとします。ただし、委嘱の日から起算して3年を限度に延長できるものとし、活動状況や成果等を勘案し、年度ごとに協議の上、決定します。

※委嘱開始日は相談に応じます(開始日は月の初日から)。

※美作市地域おこし協力隊として、市から委嘱状が交付されます。

5 団体が求める人材

【必要な経験・スキル】

- ・笑顔で挨拶ができる
- ・身だしなみを清潔に
- ・居住拠点の周囲を草刈、整備できる
- ・狩猟やジビエ生産に前向きに取り組める
- ・地域活動の積極的に取り組める

協力隊員募集要項 資格①～⑮の要件を満たす

【歓迎するスキル】

- 事業の企画から事項まで一貫して携わった経験
- 業務プロセス構築、改善経験
- 飲食、食品製造業での経験
- EC サイトやふるさと納税に関する知識、経験
- SNS をはじめとした情報発信スキル

【求める人物像】

- ひとつひとつの活動を楽しめる方
- 事業担当者としての自覚を持ち、自ら課題を発見し、解決に向けて主体的に動ける方
- 日々変化する状況に柔軟性を持ってチャレンジできる方
- 学び続けることを当たり前に思い、成長が幸せにつながる方
- 他者の成長を心から応援し、喜べる方
- 地域課題や目の前の課題を真摯に向き合える方
- 20 歳から概ね 50 歳以下の方(能力、スキルによってはこれによらないこともあります)
- 子育て世帯の方

【資格】

- 普通自動車運転免許(必須)

6 募集対象(条件)

次の(1)から(16)すべてに該当する方

- (1)応募時点で大学又は専門学校等の教育機関に在学中の場合は、配置予定日までに卒業見込みであるなど、協力隊員としての配置及び活動に支障の無い方。
- (2)応募時点において(委嘱時点においても)3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の条件不利益地域に該当しない市町村)に在住の方で、委嘱決定後に生活の本拠を美作市の客観的居住の実態がある住居へ移し、住民票を美作市へ異動することができる方(地域要件についての詳細は、総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じます。応募時点において(委嘱時点においても)美作市に定住、又は本拠がある方は対象となりません。なお、美作市は「3大都市圏外の全部条件不利地域」に該当します。)
- (3)活動期間終了後も、美作市に定住し、又は就業・起業しようとする意欲を持っている方
- (4)地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
- (5)普通自動車運転免許を有する方
- (6)一般的なパソコン等が使用でき、ワード・エクセル・SNS 等を活用できる方
- (7)受入れ団体の代表者や役員及び活動拠点の事業所を管理する者の3親等以内の親族でない方。

- (8) 心身ともに健康で、市及び地域住民等と協力しながら業務に取り組むことができる方
※採用決定後、必要に応じて健康診断書等の提出を求めます。
- (9) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (10) 美作市の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (11) 勤怠管理や物品の管理を適切に行う事ができる方
- (12) 地方公務員法第 16 条(欠格条項)に該当しない方
- (13) 美作市暴力団排除条例(平成 23 年美作市条例第 22 号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない方。
- (14) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していない方
- (15) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない方
- (16) 法令順守上の訴訟や問題を抱えていない方

7 活動条件

(1) 活動日数及び活動時間等

1 日 7 時間 30 分程度、1 月あたり 20 日間(150 時間程度を想定)の活動を基本とする。(活動内容や活動日、活動時間等については、受入れ団体の活動拠点で行う活動のほか、協力隊自身の希望により実施する活動に配慮し、隊員と受入れ団体の調整により変動します)。

(2) 活動場所 岡山県美作市旧英田町地内

(3) 所属団体 Tsunag 合同会社

(4) 休日について基本的には土曜日、日曜日、祝日、年末年始とし、休日に活動した場合は振替(代休)することを原則とします。

(5) その他の活動条件は受入団体と協議して決定します。

8 待遇及び福利厚生

(1) 業務委託料 月額上限 266,600 円

※賞与、通勤手当等はありません。

※副業の取扱い

美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

(2) 加入保険等

隊員個人で国民年金、国民健康保険に加入するものとします(各保険料は全額自己負担)。傷害保険及び賠償責任保険には個人で加入し、保険料は予算の範囲で市が負担します(傷害保険及び賠償責任保険の加入は原則とします。予算の範囲で実費を市が負担します)。

(3) 住居

Tsunag 合同会社で空き家や賃貸住宅等を斡旋します。住居借上げによる家賃は予算の範囲で市が負担します。

(4)活動車両

活動車両の借上料、燃料代を予算の範囲で市が負担します。活動車両は、必要に応じて協力隊員個人で準備し、その車両にかかる経費の一部を市が負担します。

(5)起業や事業承継に必要な経費

美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱に基づき、一定期間の活動を修了した隊員の方を対象に、要綱に定める起業や事業承継を行う場合に、100 万円を上限として補助金を交付します。

(6)活動費

協力隊員の活動に係る経費は、活動補助金として年額上限 200 万円の範囲内で協力隊員個人へ支給します。(上限額には、市が直接経費を負担するものを含みます。対象経費は地域協力活動に必要な経費として市が認めたものに限ります。)。詳細は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により変更する場合があります。)

① 住居借上料

協力隊員の個人契約のものに限ります(上限額 35,000 円／月)

※転居にかかる費用、生活備品、敷金・礼金、共益費、光熱水費、個人の生活に係るの等は個人負担。

② 活動車両借上料

活動専用車両の借上料:上限額 20,000 円／月。

※自家用車を利用する場合:走行距離 23 円／km

③ 活動用事務機器借上料

活動専用のパソコン、プリンターの借上に要する経費(月額 5,000 円)

④ 報償費等

外部アドバイザーの招へいに要する講師等謝金、調査・研究等に係る謝金等の経費

⑤ 活動旅費

出張等の交通費、通行料金、宿泊費等

⑥ 保険への加入経費

傷害保険、損害賠償保険等への加入費

⑦ 需用費

消耗品・作業道具・図書・材料費等、チラシ・ポスター・資料等の印刷製本費、コピー代、燃料費、修繕料等

⑧ 役務費

郵便料、通信運搬に係る経費、各種手数料等

⑨ 委託料

地域おこしに資する取組みに係る委託料、コーディネートを要する事業に係る委託費等

⑩ 使用料及び賃借料

会場使用料、各種機械器具等の使用料等

⑪ 原材料費

資材購入費等

⑫ 備品購入費

レンタルやリース等での対応を基本とします。

⑬ その他の経費

市との協議により活動の実施に必要と認められた経費

9 活動支援体制

(1) 活動サポート

受入れ団体である Tsunag 合同会社が、隊員の活動を全面的にサポートします。日常的な活動相談をはじめ、協力隊としてのキャリアをどのように積んでいくのか等、地域おこし協力隊としての活動全般のサポートを丁寧に行います。

(2) 生活サポート

受入れ団体である Tsunag 合同会社が、生活・住まいに関すること、地域文化の共有、地域コミュニティとのつながり等、隊員が安心して美作市で暮らすことができるよう日常的なサポートを行います。

10 応募手続き等

(1) 提出書類

ア 美作市地域おこし協力隊応募申請書 1部

イ エントリーシート 1部

ウ 住民票の抄本の写し 1部

エ 普通自動車運転免許証の写し 1部

(2) 提出方法

提出書類を直接持参、または郵送ください。

(3) 募集期間

令和7年10月1日(水)から令和8年2月28日(土)

なお、応募状況により、募集期限前に終了させていただく場合があります。

(4) 募集申込み先(受入れ団体)

〒701-2614 岡山県美作市上山1883

Tsunag 合同会社 担当:梅谷真慈

E-mail: tsunag4451@gmail.com (半角)

(5) 地域おこし協力隊制度に関する問合せ先

〒707-8501 岡山県美作市未来1番地

美作市 政策推進部 総合政策課 (担当 井上、青山)

TEL: 0868-72-6696

FAX: 0868-72-6637

E-mail: seisaku@city.mimasaka.lg.jp (半角)

※募集に関する問い合わせは、メール又はFAXでお願いします。

※質問に対する回答は、メール又はFAXで回答しますが、必要に応じて担当者より電話にて連絡することがあります。

11 選考方法

(1) 選考審査

選考方法は 1 次審査と最終審査とし順次行いますが、面接審査の詳細については、応募書類受付後、別途お知らせいたします。なお、選考審査に要する交通費等は個人負担となります。

(2) 選考プロセス

① 1次審査 Tsunag 合同会社

受入れ団体において面接等を実施し、応募者の中から協力隊員候補者を 1 名選定します。1次審査の結果は、団体の審査結果を元に、美作市から通知します。

② 最終審査(美作市役所)

Tsunag 合同会社 代表者、協力隊員候補者、美作市総合政策課の 3 者で面接を実施します。最終審査終了後、審査結果を、受入れ団体及び協力隊員候補者へ文書にて通知します。

(3) その他

ア 応募人数の多少に関わらず、採用基準を満たす応募者がいない場合は、採用しない場合もあります。

イ 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

12 留意事項

ア 市と雇用契約を締結しないことから雇用保険には加入しません。

イ 活動に使用する自動車、携帯電話はご自身でご用意いただきます。

ウ 提出された応募書類は原則返却しません。

エ 活動費について、協力隊活動に必要な経費として市が認めたものについては、予算の範囲内で市が負担し協力隊員へ支給します。

オ 美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

カ 申請内容に虚偽の事項があった場合又は重大な違反があった場合、不適切な事由があると市が認めた場合には、委嘱を取り消す場合があります。

キ 本募集要項は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により内容が変更される場合があります。

13 関係例規等

- ・美作市地域おこし協力隊規則(令和 6 年美作市規則第 14 号)
- ・美作市地域おこし協力隊に関する取扱要綱(令和 6 年美作市告示第 53 号)
- ・美作市地域おこし協力隊活動補助金交付要綱(令和 6 年美作市告示第 45 号)
- ・美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱(平成 31 年 3 月 26 日告示第 28 号)